

2018年8月8日

滋賀県知事

三日月 大造 様

日本共産党滋賀県議会議員団
日本共産党地方議員団

生活保護世帯の熱中症対策に関する緊急要請

猛暑の中、県機関におかれましては社会福祉・生活保護行政にご尽力いただいておりますことに、敬意を表します。

さて、総務省は7月24日、「熱中症で一週間に搬送された人数が2万2647人」にのぼり、2008年以降で過去最高となったと発表しました。また、気象庁は猛暑についての記者会見で、8月上旬も猛暑・酷暑が続く予報を明らかにし「命に危険が及ぶレベルで『災害』と認識している」と述べています。

厚労省は6月27日に、今年度から新たに生活保護利用を開始した世帯を対象に、一定条件を満たす場合にはエアコン購入費などの支給を認める通知を出しました。対象者に喜ばれています。しかし、前年度3月までに生活保護利用開始の世帯を対象外とし、エアコンのない世帯には支給されず、このままでは猛暑の中を身の危険を感じながら暮らさなければなりません。

県におかれましても、市民の実状に真正面から目を向けていただき、「健康しが」を掲げる滋賀県から、生活保護を利用されておられる方など絶対に熱中症による犠牲者を出さないとの決意の下、必要な対策を取っていただきますよう、下記の緊急対策を要請するものです。

記

- 1 6月27日付厚労省通知に関わり、滋賀県も7月31日、8月1日に各福祉事務所にメールで連絡された。加えて、厚労省は8月2日付けで、「一時扶助における家具什器費の見直しについて（再周知依頼）」を事務通達した。「実施機関の担当者がこの取扱いを承知していない旨の指摘があるところ」と異例の通達である。各市町全対象者に周知され通達の支援策が徹底されたか、丁寧な把握と敏速な対応を指導されたい。
- 2 実際には50,000円の一時扶助だけでは、エアコン購入・設置ができない状況がある。50,000円を超える分については、県と各福祉事務所が協力して、補助をすること。
- 3 2018年3月までの生活保護世帯こそ、エアコンを所有していない世帯が多い。2018年3月までに生活保護世帯も厚労省の通知が適用されるよう、政府に対して緊急の要望を行なうこと。
- 4 厚労省通知に該当しない場合でも、滋賀県としてエアコン設置のための補助を行い、人命最優先の対策を講じること。
- 5 生活保護開始時にエアコンを所持設置していても、その後に故障し、買い換えることが困難な受給者は、エアコンを所持していない状態とみなし、今回の通知が適用されるよう政府に対して緊急の要望を行なうこと。
- 6 熱中症対策でクーラーの使用をよびかけても、生活保護世帯では電気料金が心配で使用できない生活実態である。安心して使用できるよう冬季加算と同様の考え方のもとに、夏季加算をつくるよう国に求めるとともに、県として独自の補助をおこなうこと。